

公害診療報酬明細書の「疾病名」について

1. 「疾病名」欄の記載について

「(1)」の項においては、当該被認定者の認定疾病（公害医療手帳に記載された疾病名）に該当する疾病名を記載し、「(2)」以下の項には、当該診療報酬請求に係る診療の対象とした認定疾病の続発症名をすべて記載すること、とされています。

※公害診療に該当しない疾病名は記載しないでください。（印字された他保険扱いの疾病名を二重線で消していただいても結構です。）

2. 続発症について

続発症とは、次の時の場合を言います。

- ① 指定疾病の進展過程において、当該指定疾病を原疾患として、二次的に起こりうる疾病または状態（例：慢性肺性心、肺炎等）
- ② 指定疾病の治療または検査に関連した疾病または状態（例：気管支喘息等の治療のために長期間ステロイドホルモンを用いたときに発生または悪化した消化性潰瘍等）

認定疾病に係る続発症として扱う場合には、「疾病名」欄に記載し、続発症とその治療等についての医学的根拠を症状詳記に付記することが必要です。